

POINT

コロナ禍を受け住宅ローン控除の特例が延長され、医療や子育てを支援する制度が拡充。デジタル社会に対応し、税務関係書類における押印義務が一部を除いて廃止され、スマートフォンを使用した決済サービスの創設も。

家計の観点から知っておきたい 2021年度税制改正のポイント

今年の税制改正のテーマ

2021年度税制改正では、家計の暮らしと民間の需要を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長をはじめとして、医療や子育てに関する支援や次世代への資産移転を促進する制度の拡充と見直しが行われました。また、脱炭素化社会の実現という目標に向けて自動車関係税制も再検討されています。

一方、ポストコロナに向けた経済構造の転換を図るため、企業の新たな投資を促進する措置や経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置なども創設されました。

住宅ローン控除の特例の延長

コロナ禍によって住宅への入居が遅れた場合にも対応できるように住宅ローン控除の入居期限の要件が緩和されました。

具体的には、住宅ローン控除の控除期間13年の特例を延長し、一定の期間（注文住

宅の新築は2021年9月末まで。分譲住宅や中古住宅の購入などは2021年11月末までに契約した場合、2022年末までの入居者が対象になります。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1000万円以下の場合の面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります【図表1】。

セルフメディケーション税制の見直し

年間の医療費が10万円を超える場合、その超えた金額が課税所得から控除されるのが医療費控除ですが、健康で医療費を使う機会が少ない納税者には縁のない制度です。そこで、医療費控除の対象にはならな

いまでも、身体の不調の際に特定の医薬品を利用した場合に一定の条件を満たせば医療費控除と同様に課税所得から控除される「セルフメディケーション税制」が2017年から導入されています。

2021年度改正では、この制度の対象となる医薬品をより薬効の高いものに見直し



公認会計士・税理士
光田 周史

【こうだ・しゅうじ】
1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、家事調停委員や立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

子育てに係る助成等の非課税措置

従来、国や自治体から子育てで支援に係る助成を受けると雑所得として課税されていましたが、これを改めて非課税とすることになりました。具体的には、次のような利用料に対する助成が非課税になります。

- ① ベビーシッターの利用料に対する助成
- ② 認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ③ 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

退職所得課税の適正化

退職金は、永年勤続に対する報償や退職後の生活保障給であると考えられることから、通常の給料や賞与に比べて課税が優遇されています。つまり、勤続年数に応じた退職所得控除額を退職金額から控除し、さらにその2分の1にしか課税されないこ

【図表1】住宅ローン控除の特例の延長

出典：財務省ホームページより一部改変

	2019年(令和元年)	2020年(令和2年)	2021年(令和3年)	2022年(令和4年)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ (10%)	注文住宅は 2020年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは 2020年11月末まで	注文住宅は 2020年10月から 2021年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは 2020年12月から 2021年11月末まで	2022年末までの入居 控除期間 13年
			面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡~50.00㎡未満以下	
コロナ特例 ※コロナを踏ま えた上乗せ 措置の弾力化		注文住宅は 2020年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは 2020年11月末まで	2021年末までの入居 控除期間 13年	面積要件 ⇒ 50㎡以上

**教育・結婚・子育て資金
贈与の非課税措置の見直し**
教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与

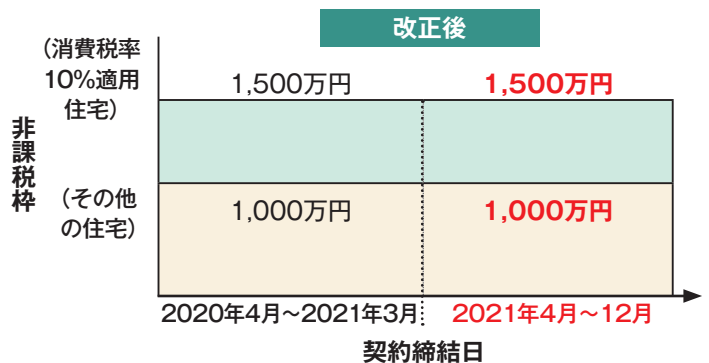
父母や祖父母などから住宅取得のための資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、一定の金額について贈与税が非課税となります。この非課税枠が2021年4月以降も2020年度の水準(最大1500万円)まで引き上げられます【図表2】。また、合計所得金額が1000万円以下の場合の面積要件を緩和し、床面積が50㎡未満であっても40㎡以上であれば適用可能になりました。

**住宅取得等資金贈与の
非課税措置の拡充**

2021年度改正では、この措置が役員以外の退職金に対しても適用されることになりました。具体的には、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税の軽減措置が適用されません。

とになっています。しかし、これは終身雇用を前提とした考え方であり、雇用の流動化によって転職が珍しくなくなったことから、勤続年数5年以下の役員等が受け取る退職金については2分の1課税の対象から除外されています。

【図表2】住宅取得等資金贈与の非課税措置の拡充



出典：財務省ホームページより一部改変

に関する非課税措置の適用期限が2023年3月31日まで2年間延長されました。ただし、贈与者である祖父母が亡くなった場合、贈与からの年数に関係なく未使用残高が相続税の対象とされ、受贈者が孫の場合には相続税の2割加算の対象とされることになりました。

制度の趣旨は、高齢者の保有する資産を若い世代へ移転して、子育て世代を支援するとともに経済を活性化させようとするものでしたが、富裕層の節税のための優遇措置ではないかという批判の声もあって非課税措置の一部に制限が加えられました。

**【図表3】自動車重量税の
エコカー減税の見直し
(2021年5月1日~2023年4月30日)**

EV-PHV 燃料電池車 天然ガス自動車		2回免税
ガソリン車・LPG車	2030年度燃費基準 120%達成~	2回免税
	2030年度燃費基準 90%達成~	免税
	2030年度燃費基準 75%達成~	▲50%軽減
	2030年度燃費基準 60%達成~	▲25%軽減

注) 減免対象は2020年度燃費基準達成車に限る
出典：財務省ホームページより一部改変

**土地に係る固定資産税等の
負担調整措置**

固定資産税は3年ごとに評価替えが行われ、2021年度はその評価替えの年に当たります。これまで評価替えの際には、地価の上昇による税負担の急増を調整する措置が講じられてきましたが、この調整措置が2021年度からの3年間についても継続されることになりました。

また、コロナ禍における税負担を軽減する観点から、税額が増加する土地については、2021年度に限って前年度の税額に据え置かれることになりました。

**自動車重量税の
エコカー減税の見直し**

自動車重量税のエコカー減税について、燃費性能が優れた自動車の普及を促進する

観点から、2020年度燃費基準を達成していることを条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じて次のように減免されます【図表3】。

一方、クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を勘案して、ガソリン車と同等に扱われることになりました。従来は、2019年5月から2021年4月までの間、燃費基準の達成度にかかわらず2回の免税となっていました。今後は、2020年度燃費基準を達成することを条件に1回だけの免税とされます。

**自動車税等の環境性能割の
見直し等**

自動車税と軽自動車税の環境性能割について、新たな2030年度燃費基準の下での区分の見直しが行われました。

また、環境性能割の臨時的軽減についての適用期限を9か月延長し、2021年末までの取得が対象となりました。さらに、グリーン化特例による軽減課税についても、重点化等を行った上で2年間延長されることになりました。

**税務関係書類における
押印義務の見直し**

国税や地方税の申告書や届出書には納税者の押印が必要でしたが、2021年4月

1日以後は、実印や印鑑証明書が求められている書類を除いて、押印義務が廃止されました。

押印必要	押印不要
<ul style="list-style-type: none"> 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類 遺産分割協議書 	<ul style="list-style-type: none"> 申告書、届出書など全般(例えば、所得税確定申告書、扶養控除等申告書、委任状など)

**スマートフォンを使用した
決済サービスの創設**

国税の納付手段の多様化を図る観点から、2022年1月4日以後はスマートフォンのアプリ決済サービスを使用した納付が可能となります。納付書で納付できる国税を対象とし、税目による制限はありません。ただし、納付できる税額は30万円以下に限られます。

**【図表4】スマホアプリ決済
のイメージ**



出典：財務省ホームページより一部改変